

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期安定的に企業価値を向上させていくことを経営目標としておりますが、そのためには株主・投資家の皆様、ビジネスパートナー、従業員、その他多くのステークホルダーの皆様の期待にお応えし、信頼をいただくことが、当社グループが持続的に成長をとげていくための基盤であると考えております。

この考えに基づき、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、迅速で的確な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制づくり・施策を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を遵守しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社グループは、事業の強化・拡充、並びに当社の基本事業戦略の推進に貢献し、中長期的に当社企業価値・株式価値向上に資すると判断され、また、リスク・リターン等の観点からその保有リスクが許容されると判断される場合に、取引先の株式等を取得し保有するものとします。

また、政策保有株式については、投資先企業ごとに、保有に伴う便益やリスク、資本コスト等も考慮のうえ、その保有の合目的性及び合理性に関し、縮減の可能性も含め、取締役会にて定期的、継続的に検証を行っております。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、事業上の関係や当社との協業の状況及び中長期的な投資リターン等を勘案し、企業価値の維持・向上を図るという観点から個別具体的に判断します。

株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な判断を行いません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	106,948,400	16.84
THE BANK OF NEWYORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	15,925,192	2.51
日本証券金融株式会社	6,040,200	0.95
楽天証券株式会社	5,715,900	0.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5,501,800	0.87
小島智也	4,060,000	0.64
モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	3,500,012	0.55
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES PARIS JASDEC / BP2S PARIS-GLM-SLAB PARIS	3,406,600	0.54
株式会社S B I証券	2,799,900	0.44
株式会社S R A	2,516,600	0.40

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	10 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎 光雄	他の会社の出身者											
島村 和也	弁護士											
池田 祐作	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎 光雄	○	——	川崎氏は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役に選任いたしました。また、当社と川崎氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

島村 和也	○	——	島村氏は、弁護士・公認会計士としての豊富な専門知識と経験をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監視して頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂くことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂くため、社外取締役役に選任いたしました。また、当社と島村氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。
池田 祐作	○	——	池田氏は税理士としての豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門知識を有し、培った経験と専門知識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂くことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂くため、社外取締役として選任いたしました。また、当社と池田氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

委員長 代表取締役社長 鈴木 伸
委員 社外取締役 川崎 光雄
委員 社外取締役 島村 和也

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- (1) 監査役と会計監査人の連携状況
当社の監査役会は会計監査人と必要に応じて適時会合を持ち、会計監査人の当社に対する指摘事項を把握し、改善助言及び改善状況の確認を行っております。
- (2) 監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と内部監査室は毎月情報交換を行い連携体制の充実に努めつつ、内部監査室は、監査役が要望する事項を含め内部監査の状況を報告しております。また、監査役より要望があった際には、監査役の使用人として総務部門の従業員が監査役を補助する体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉本 眞一	他の会社の出身者													
細木 正彦	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本 眞一	○	――	杉本氏は、多数の企業に対するコンサルティングに裏打ちされた企業経営の専門的かつ客観的な視点が、当社の監査業務においてその職務を遂行して頂くに相応しいものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と杉本氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。
細木 正彦	○	――	細木氏は、公認会計士として培われた専門的な知見・経験並びに企業における社外監査役を長きにわたり務められた経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役選任をお願いするものであります。また、当社と細木氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員的人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

付与対象者の選定理由は、当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることにより、今後の当社グループの業績に寄与することが期待されるためであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

事業報告にて各々の総額を開示しております。
2020年10月期における役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役(うち社外取締役) 6名(3名) 46百万円(9百万円)
監査役(うち社外監査役) 4名(3名) 11百万円(4百万円)
合計 10名 57百万円

(注)1. 期末現在の人員数は取締役9名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の取締役の支給人員には、無報酬の取締役3名は含まれておりません。

(注)2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役1百万円)を含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において年間報酬の総枠を決議し、役員報酬規程に則り取締役各人別の年間報酬額は取締役会で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部門において、社外取締役及び社外監査役の業務を補佐しております。
社外取締役及び社外監査役より情報・資料の提供の指示があった場合、総務部門にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(1) 業務執行の方法

当社における取締役会は、経営戦略の策定・業務執行に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。取締役総数は8名であり、うち3名が社外取締役であります。男女比は男性8名、女性0名の構成です。また、常勤取締役を中心に会社横断的な予算統制と意思決定プロセスにおける審議の充実を目的に経営会議を設けております。

(2) 監査・監督の方法

a. 内部監査

内部監査は、社長直属の内部監査室が担当しており、その人数は1名であります。内部監査室の監査報告書は社長のほか監査役に対しても提出すること等により、内部監査室と監査役監査との連携を図っております。

b. 監査役監査

当社においては、監査役会は3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役は、月次の取締役会及び必要に応じてその他の重要な会議に出席し、取締役による業務執行状況、取締役会の運営手続等について監視しております。

c. 会計監査

会計監査につきましては、UHY東京監査法人与監査契約を締結しております。

会計監査人の監査においては、監査役は必要に応じて適時会合を設け情報交換を行うなど、監査役、会計監査人が連携を図ることで実効性が高まるよう努めます。

業務執行社員の氏名

谷田 修一
安河内 明

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立するために、「監査役設置」型を採用しております。

社外取締役は、企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営の機能性を高めると共に、経営に外部視点を取り入れ業務執行に対する一層の監督機能を図る役割を担っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	定時株主総会において、グラフ、表、概念図等をスクリーン表示するビジュアル化を取り入れ、株主の皆様には事業報告の内容をわかりやすくお伝えしております。また、臨時株主総会開催前に動画による事前説明資料を自社webサイトに掲載し、議案の内容をわかりやすくお伝えするようにいたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページにおいて掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、任意開示資料等についてホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部門がIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「行動規範」において、(1)基本的な姿勢、(2)法令等の徹底、(3)社会との関係、(4)顧客、取引先、競争会社等との関係、(5)従業員との関係、(5)適切かつ透明性の高い経営、について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会の発展とともにあることを強く認識し、社会貢献や環境に配慮し、社会とともに発展することを目指し、省資源、省エネルギー、リサイクル意識の向上のための種々の施策を推進しています。 また、ボランティアのための休暇取得を可能とし、従業員が広く社会貢献に寄与できるような体制整備に心がけております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

取締役会は、定時はもとより必要に応じ随時開催して取締役の意思疎通を図り業務執行を監督しております。取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として、「CAICA行動規範」を制定し、指針としております。又、コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及、啓発活動を実施しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されております。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁資料、稟議書及び議事録等を文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し保管及び保存するものとしております。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムに基づく情報セキュリティ監査を行い、これらの情報(決裁資料、稟議書及び議事録等)が安全かつ適切に管理していることを確認しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「コーポレートリスク評価規程」に基づき、財務部門がリスクチェック表を用いた定期的なリスクの評価を実施しており、内部監査室による全社レベル内部統制評価において確認しております。

情報セキュリティにおけるコーポレートリスクについては、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程等を整備し情報セキュリティ管理体制を構築しており、情報セキュリティ監査要領に基づき年1回の監査を実施しております。また、災害時には災害対策委員会を設置する旨を「コーポレートリスク管理規程」に定めておりますが、コーポレートリスクとなる災害事象は発生しておりません。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営会議規程に従い経営会議を設置し、代表取締役社長が経営に関する重要事項を決裁する場合及び取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議・検討・事前承認機関としております。また、取締役会の付議議案を事前送付することで、取締役の事前検討時間を確保しております。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした「関係会社管理規程」を設けております。また、当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、報告事項を定め、管理統括者が入手し検討を行っております。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、重要な子会社に対して当社代表取締役を取締役あるいはDirectorとして派遣しております。また、関連当事者取引管理規程及び関連当事者取引ガイドラインを整備しており、関連当事者との取引は、事前承認を取締役会にて諮っております。また、内部監査室においては重点監査項目として関連当事者取引の適切性確保の確認を行いました。

(7) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「行動規範」、「役員規程」及び「就業規則」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶を明記しております。反社会的勢力からの不当要求の窓口を総務部門と定め、情報収集、予防措置及び有事発生時の対応として「反社会的勢力対策規程」及びマニュアルを整備しております。

役員の選任、新規取引開始にあたっては、経歴書、インターネットもしくは民間調査会社からの情報の確認のみならず必要に応じて外部専門機関への照会を行い、反社会的勢力との関係歴を調査しております。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項

当社は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、監査役が補助使用人として総務部門所属の者を指名し監査業務に必要な事項を命令することができること、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないことを明記しております。監査役は代表取締役または取締役会に対して、補助使用人の独立性の確保に必要な要請を行うものとしており、総務部門所属の使用人を補助使用人としています。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等に監査役が出席し、取締役の職務遂行状況を確認しております。

また、内部監査室は監査役との月次定例会議により、内部監査実施状況、内部監査室と会計監査人の2者間での内部統制評価に係る打合せ内容及び監査役と会計監査人の2者間打合せの内容等の情報共有を図っております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しており、ヘルプライン受付者は監査役へ報告する体制をとっております。

(10) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程により当該報告をした者が、不利な取扱いを受けない処置を定めておりますが、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会に監査役が出席し、そのような事象が発生していないことを確認しております。

(11) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。この方針に則り、監査役の子会社往査に必要な費用等についても、監査役の請求に従い速やかに処理しております。

(12) その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

内部監査室及び会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう、監査役、会計監査人、内部監査室の間での会議を四半期毎に行っており、監査の実効性を高めております。

(13)業務の適正を確保するための運用状況

当連結会計年度は取締役会による定時取締役会が12回、臨時取締役会(書面決議を含む)が28回(うち決算取締役会4回)でありました。また、コンプライアンス委員会においては、定例委員会を1回開催しました。コンプライアンス委員会では、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及及び啓発活動として、全社向けメールマガジンを11回配信しております。また、役員及び社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しました。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しております。使用人からの通報実績の有無について内部監査室で確認しております。

2020年10月期末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、適用されていることを確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断いたしております。

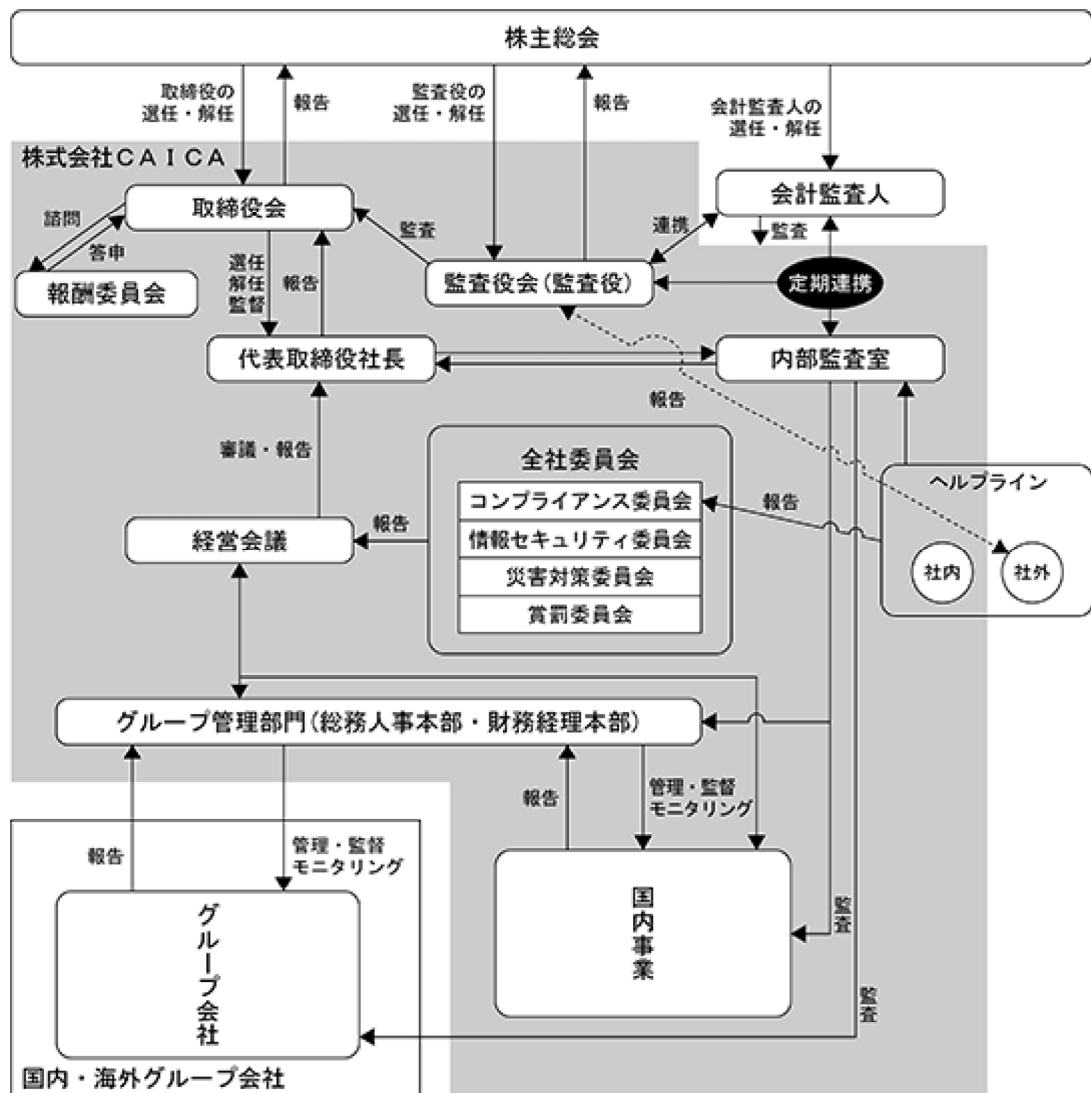
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



会社情報の適時開示に係る社内体制の整備状況

